

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和8年3月3日

収支等命令者

佐賀県立唐津特別支援学校長 柿原 章男

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和8年度 唐松地区県立学校消防用設備等保守点検業務委託 |
| (2) 委託業務場所 | 別紙仕様書による |
| (3) 業務内容 | 別紙仕様書による |
| (4) 委託期間 | 別紙仕様書による |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規定（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和7年度（2025年度）の消防用設備等点検整備業務に係る入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等（県内に所在する者に限る）」）であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、「入札参加届」「営業概要書」を令和8年3月18日（水）16時00分までに下記の担当校に持参、又は郵送すること（郵送の場合は同期限までに、事務室必着のこと）。提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を提出すること。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当校

郵便番号 847-0002 佐賀県唐津市山本 788 番地 12

佐賀県立唐津特別支援学校 事務室

電話 0955-78-2394 FAX 0955-70-3350

電子メールアドレス karatsushien@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先
前記3の担当校と同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和8年3月3日から令和8年3月19日までの期間、佐賀県ホームページ
(<http://www.pref.saga.lg.jp/>) に登載する。もしくは、前記3の担当校で随時交付する。

なお、危機管理上の理由により学校配置図は登載しないので、必要な場合は前記3の担当校に連絡すること。

(3) 入札説明会

実施しない。なお、現場確認が必要な場合は、学校ごとに対応するので、それぞれの学校へ確認すること。

(4) 入札日時及び場所等

ア 日 時 令和8年3月19日（木）10時00分

イ 場 所 佐賀県唐津市山本 788 番地 12
佐賀県立唐津特別支援学校 視聴覚室

ウ 入札方法 イに直接持参し、又は郵送すること。
なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和8年3月19日（木）10時までに必着とする。また、封筒に「令和8年度唐松地区県立学校消防用設備等保守点検業務委託入札書在中」と朱書きすること。
提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

エ 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期をすることもあるので、事前に前記3の担当校に確認すること。

(5) 入札に関する事項

入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行なう。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行なう。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除とする。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除とする。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、その額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、競争入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額の合計額（消費税及び地方消費税を除いた額）を入札書に記載すること。

なお、別紙入札書様式を使用し、学校毎の内訳を記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 代理人でその資格のない者

キ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入したものを提出した者

ク 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ケ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

ウ 令和8年2月の議会において、当該業務委託の予算が成立しないとき。この場合は、佐賀県のホームページにより公告する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜き予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。

オ 総額による最低価格をもって落札価格とする。

(7) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとする。

(8) 仕様書等に対する質疑について

質問がある場合は、令和8年3月10日(火)正午までに、上記3の担当所属あてメール又はFAXにて提出すること(様式は任意)。質問に関する回答は、令和8年3月13日(金)までに佐賀県ホームページに掲載する。